平成２８年（フ）第１２９３号
福岡県春日市須玖北３丁目23番地　ウエルス春日305号
債務者　村上　里美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２９４号
福岡県古賀市今の庄２丁目６番２―403号
債務者　梶山　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２９６号
福岡市博多区光丘町２丁目１番22号
債務者　野瀬　義人
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３０４号
福岡市博多区下呉服町10番４―202号
債務者　上原まさみ
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３１２号
福岡市博多区博多駅前３丁目30番15―1401号
債務者　望月美惠子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３１５号
福岡市博多区千代３丁目35番５―1202号
債務者　富岡　妙子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３２４号
福岡県大野城市大城３丁目23番22号
債務者　山内めぐみ
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５６号
鹿児島県鹿児島市唐湊２丁目17番５―210号（グレードハイム唐湊）
債務者　森　かおり
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２９号
北海道浦河郡浦河町堺町東１丁目14番11号大丸アパート１号室
債務者　田下　義子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
盛岡市下田字陣場54番地22
債務者　竹田　孝子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４３７号
仙台市泉区館４丁目36番地の10
債務者　神田　玲奈
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
仙台市太白区太白２丁目20番３―502号、従前の住所仙台市太白区八本松２丁目３番96号
債務者　鈴木　敏晴
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４９６号
仙台市青葉区滝道23番８号　グランデュール・ユカ202、従前の住所仙台市青葉区国見ケ丘５丁目18番17号
債務者　小川　勝喜
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５２４号
仙台市若林区南小泉３丁目20番６号　古城ハイム206、従前の住所宮城県白石市南町１丁目６番14―２号
債務者　西塚　直美
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
茨城県水戸市堀町2023番地の296
債務者　吉田　淳子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２３２号
茨城県小美玉市小川976番地２、前住所茨城県小美玉市山野407番地143
債務者　越渡由美子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０４号
群馬県太田市東長岡町1841番地６
債務者　飯塚　優佳
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで前橋地方裁判所太田支部